

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２６年３月３１日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第１４号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和３６年大和市規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表中第５３号を第５４号とし、第４７号から第５２号までを１号ずつ繰り下げ、同表４６、青少年相談室職員、相談員の項中「１６８，０００」を「１８３，０００」に改め、同表中第４６号を第４７号とし、第３９号から第４５号までを１号ずつ繰り下げ、第３８号の次に次の１号を加える。

３９	英語教育スーパーバイザー	月額	２５９，０００
----	--------------	----	---------

附 則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。